解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

三重県津市神戸七三九番地

清算法人津中部土地改良区

代表清算人　松田　茂

解散公告（第一回）

辻土地改良区は、平成二十四年十一月六日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

兵庫県豊岡市辻八五番地

清算法人辻土地改良区

清算人代表　岡谷　邦人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

群馬県藤岡市藤岡三一四番地

財団法人多野しんきん育英会

代表清算人　中島　俊彦

解散公告（第二回）

当基金は平成二十四年十月一日厚生労働大臣の認可をうけ確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたため、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目五番八号

コマツ販社企業年金基金

清算人　丸岡　等

連絡先　神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目五番八号　コマツ建機販売株式会社

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第三十条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

富山市中野新町二丁目二番一一号

財団法人日蓮宗信教会

代表清算人　池内　義晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十五日理事会及び総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

岐阜市則松五丁目二六七番地二

社団法人網代社会教育振興会

代表清算人　後藤　幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十六日開催の臨時総会の決議を経て、平成二十四年十一月二十一日付け東海総合通信局長及び三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

三重県津市渋見町小谷六九三番地の一

社団法人三重県情報通信基盤整備協会

清算人　服部　英彰

清算人　中川　裕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日責任役員会で解散することを決議し、平成二十四年十一月八日宗教法人法第四十八条の認証をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

島根県邑智郡邑南町上田一一三五番地

宗教法人了泉坊

清算人　三上　徹

解散公告（第二回）

当組合法人は、平成二十四年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

沖縄県宮古島市城辺字長間二一九五番地の一

農事組合法人クマザ果樹生産組合

清算人　下里　勝明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二十六日山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

山形県米沢市金池二丁目二番一〇号

医療法人社団麻生皮膚科クリニック

清算人　麻生　禮子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

財団法人岡山産業ビル

代表清算人　難波　一也

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十月二十五日熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

熊本県荒尾市宮内出目三九〇番地

荒尾市住吉土地区画整理組合

代表清算人　小林　悦子

配当公告

東京都港区南青山二丁目一二番一二号

破産者　株式会社オリカキャピタル

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第四四〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、九七七、六四九、四八六円

一、配当することのできる金額

金四〇一、九八二、七〇五円

平成二十四年十二月十四日

東京都港区西新橋一丁目四番九号ＴＡＭビル七階

破産管財人　加々美博久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市九条西一丁目二番地、最後の住所札幌市中央区南九条西一一丁目一番五―八〇八号　被相続人　亡　井上　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

事務所札幌市中央区大通西一二丁目　あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル七階

谷口晃太朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口晃太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道芦別市北四条東一丁目九番地一、最後の住所北海道空知郡中富良野町南町八番九号　被相続人　亡　森井　洋明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

北海道富良野市日の出町二番三号富良野・凛と法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　敬太